導入促進基本計画

1　先端設備等の導入の促進の目標

（1）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

平成 27 年の国勢調査による宮古市の就業人口は 26,507 人であり、前回調査（平成 22 年）よりも 838 人増加しています。産業別の就業者数は、第 1 次産業は 2,099 人、第 2 次産業は 7,411 人、第 3 次産業は 16,705 人となっています。

産業大分類別での就業者数では、卸売・小売業が 3,801 人と最も多く、次いで建設業が 3,784 人、医療・福祉が 3,683 人、製造業が 3,588 人、公務が 1,351 人となっています。

第 1 次産業の就業者数は全ての分類で減少しています。第 2 次産業については製造業の減少が大きいものの、建設業が著しく増加していることから全体では増加となっています。第 3 次産業では医療、福祉が増加していますが、全体では横ばいとなっています。

雇用の状況につきましては、山田町、岩泉町、田野畑村を含む宮古地域の有効求人倍率は平成 24 年 8 月以降 1.0 倍を超えており、また、労働力状態を示す本市の 15 歳以上人口は減少する一方で、15 歳以上人口の内 65 歳以上人口は増加しています。

また、宮古地域の新規高卒者の就職状況では、求人に対し 6 割程度の就職者数にとどまり、宮古地域外へ就職している状況です。

以上のことから、宮古市では労働力が減少し、企業の人手不足は深刻な状況となっています。

現在、宮古市の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面しています。現状を放置すると長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況にあります。

平成 26 年度の産業別の総生産額は、第 1 次産業では 7,206 百万円、第 2 次産業では 112,759 百万円、第 3 次産業では 132,085 百万円であり、産業大分類別で見ると、建設業が 94,659 百万円と最も多く、次いでサービス業が 33,969 百万円、卸売・小売業が 19,100 百万円、公務が 18,872 百万円、製造業が 17,117 百万円と続いています。

本市全体の総生産額は増加していますが、その多くは建設業の増加によるものであり、主要な産業の総生産額はいずれも微増にとどまっています。

したがいまして、本市の産業の現状は、東日本大震災の復旧・復興工事の影響から建設業が就業者数、総生産額とも大きく増加し、地域産業、経済をけん引している状況にあります。

しかし、これらの増加も復興が進むにつれ、減少に転ずることは容易に予想され、市内の事業者のほとんどを占める中小、小規模事業者において、近い将来必ず訪れるその減少を補完できるよう、サービス業、卸売・小売業、製造業等の底上げを図

り、地域経済の拡大につなげていくことが本市にとって重要な課題となっています。

（２）目標

本市の雇用状況は少子高齢化や若者の流出により労働力の減少が続いていることから、人手不足の解消は見込めない状況にあります。この状況を解決するためには、生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、市内の中小企業者の先端設備等の導入を促進することで、中小企業者が限られた労働力の中で労働生産性を上げることにより、更なる経済発展を目指します。

このため本市では、東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）に基づく復興特区制度を活用している事業者数に、復興特区制度の対象外事業者分を加味し、100 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とします。

（３）労働生産性に関する目標

本市では、導入促進基本計画を策定し、市内の中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上することを目標とし、多様な産業が結びつき力強く活動するまちづくりの実現を目指します。

２　先端設備等の種類

本市は、平成 23 年度を初年度とする「宮古市総合計画」の中で、「多様な産業が結びつき力強く活動するまちづくり」として、次の考え方を示しています。

『本市は、収益性の高い園芸作物の産地化を目指す農業、つくり育てる漁業を進める水産業、豊かな森林資源を生かした林業、自然景観を核とした観光、鉱山資源を利用した化学工業など、地域の特性を生かした産業が発展してきました。近年、経済社会の変化に伴い、地域産業は厳しい状況に置かれていますが、豊かな森林を活用した木材加工業などの高付加価値型の産業が根付いており、これらの地場産業をさらに発展させ産業の軸にするとともに、農林水産業の振興とあわせ、水産物をはじめとした「品質やおいしさ」にこだわった食品加工業の振興を推進します。また、優れた技術力を背景に全国的にも高いシェアを占めているコネクターや金型部品などの電子部品関連産業を振興します。さらに、豊かな自然資源・地域資源を活用した農林水商工観連携による産業都市づくりを推進します。』

また、「活力に満ちた産業振興都市づくり」については、次の考え方を示しています。

『農林水産業、工業、商業・サービス業、観光などにおいて、これまで集積されてきた資源を活用し、その振興を図るとともに、地域に分散する多様な資源を活用し、主要な産業である農林水産業と他の各産業が地域内で結びついた高付加価値型産業が躍動する活力に満ちた産業都市づくりを進めます。また、海上・陸上交通の結節点としての立地条件を生かし、宮古港を中核とした基幹道路網と連携した新た

な物流ネットワークの確立を図ります。三陸復興国立公園、早池峰国定公園、三陸ジオパークを合わせ持つ立地環境を生かし、自然景観を核とした見る観光に加え、様々な地域資源を総合的に結びつけ、観光客の多様なニーズに対応する魅力ある観光の創出を図ります。さらに、各種産業と連携した地場産業などの総合的な雇用対策を促進し、若者の定着を図るとともに、社会情勢や企業ニーズに即した施策を展開するなど、就業の安定と労働環境の整備を図ります。』

そして、平成 28 年 3 月に策定した「産業立市ビジョン」では、『これからの地域の産業の在り方を考える時には、各産業をそれぞれ強くする振興施策と共に、産業間の連携による 6 次産業化や新しいビジネスモデルを創出し、地域産業全体の活性化も視野に入れることも重要となってきています。』と示しています。

したがいまして、本市では、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第１条第１項に定める先端設備等の全てとします。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

「２　先端設備等の種類」に記載のとおり、本市の産業については、多様な産業それぞれを強くし、また、産業間の連携による 6 次産業化、新ビジネスの創出が宮古市全体の活性化に重要であることから、先端設備等の導入の促進に係る区域、業種及び事業については以下のとおりとします。

（１）対象地域

労働生産性の減少は市内全域にわたり、市内全域に中小企業者が広く点在することから、本計画において対象とする区域については市内全域全てを対象とします。

（２）対象業種・事業

各産業それぞれの活性化が重要であり、また、それらの連携から生まれる 6 次産業や新しいビジネスモデルは本市の産業全体の活性化に重要であることから、本計画において対象とする業種については全ての業種を対象とします。

また、生産性向上に向けた事業者の新商品の開発や新役務の提供、作業の効率化、製品の高付加価値化、産業間の連携による 6 次産業化や新ビジネスの創出など、労働生産性が年率３％以上に資すると見込まれる全ての事業を対象とします。

ただし、本計画の目標が、先端設備等の導入の促進により宮古市の経済発展や雇用の創出に寄与するものであることから、宮古市内に本社もしくは工場、事務所、営業所等を有している中小企業者を認定の対象とします。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から５年間とします。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間、５年間とします。

5　先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項は次に掲げるものとします。

（1）人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

（2）公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

（3）市税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。